

定例労働相談会

個々の労働者と事業主との間に生じた労働問題（解雇・賃金引下げ・長時間労働・パワハラなど）について、青森県労働委員会が相談に応じます。

開催日時と場所

開催日	時間	場所
10月1日(火)	13:30 ～ 15:30	青森県労働委員会 (東奥日報新町ビル4階)
10月6日(日)	10:00 ～ 12:00	弘前市総合学習センター (弘前市)
10月27日(日)	10:00 ～ 12:00	青森県労働委員会 (東奥日報新町ビル4階)
11月5日(火)	13:30 ～ 15:30	
11月17日(日)	10:00 ～ 12:00	

対象者 県内の労働者・事業主
対応者 青森県労働委員会委員
その他 費用無料、秘密厳守、
随時受付（予約優先）

青森県ホームページ

「労働委員会委員による労働相談会」について



青森県労働委員会事務局では、上記以外にも、執務時間中、随時労働相談を受け付けています。

労働相談ダイヤル（事務局職員対応）
☎ 0120-610-782

問合せ 青森県労働委員会事務局
☎ 017-734-9832
FAX 017-734-8311

「解決の糸口を見つけに行こう！」相談会

市町村と連携して生活再建相談事業を行っている消費者信用生活協同組合による無料相談会です。専門スタッフや弁護士がお金や暮らしに関する悩みなどについて、丁寧に聴き取りし、一緒に解決の糸口を見つけます。

日時 10月5日(土) 10:00～16:00
場所 信用生協弘前事務所（弘前市城東4-5-1 ナラオカビル2F）

対象となる相談

- ▶ お金の問題（多重債務問題など）
- ▶ 遺産相続
- ▶ 不動産売買
- ▶ 税金などの公共料金の滞納
- ▶ DV・離婚問題
- ▶ その他くらしに関する悩み事

相談料 無料

※ただし事前の予約が必要です。

問合せ 信用生協弘前事務所
☎ 0120-102-354



eLTAX（エルタックス）のご利用が便利です

県では、地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用したインターネットによる法人県民税、法人事業税、特別法人事業税の申告や法人設立届、異動届などの受付を行っています。

eLTAXを利用すると、オフィスや自宅のパソコンから申告などができるので、申告書などを窓口に持参したり、郵送したりする必要がありません。

詳しくはeLTAX ホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

※エルタックスホームページはこちらです。



問合せ 中南地域県民局
県税部課税第一課
☎ 32-1131（内228）



低濃度PCB廃棄物の調査および期限内の処分をお願いします

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、かつて事業用の電気機器の絶縁油などに使用されてきましたが、人体に有害であることがわかり、既に製造が中止されています。

しかし、今でもPCBを含んだ電気機器が発見されることがあります。事業所内などを確認し、発見した場合は、県への届出と期限内の処分をお願いします。

なお、期限までに処分をしなかった場合は、法律により処罰されることがあります。

低濃度PCB廃棄物の例

- ・ 製造後30年以上経過した変圧器や電力用コンデンサー等の高圧受電機器
- ・ 電気溶接機、X線検査装置、昇降機、分電盤、モーターなどに付属または内蔵する低圧コンデンサー

高濃度PCB廃棄物を発見した場合は、速やかに県へご連絡ください。

処分期限 令和9年3月31日

問合せ 青森県環境保全課
☎ 017-734-9584
中南地域県民局環境管理部
☎ 31-1900



「ひらかわの寺子屋」を開催します

①歴史散歩～岩館編～

日時 10月12日(土) 10:00～11:00
(受付 9:45～)

行程

道の駅ひろさき 臨時駐車場～板碑～岩館東側共同墓地（庚申塔など）～岩館神明宮～天明供養碑（ヘビ塚）～道の駅ひろさき 臨時駐車場

※総距離は約2.2kmです。

※道の駅ひろさき 臨時駐車場は国道7号線沿いです。当日は駐車場に現地集合となります。

内容 歴史資料が多く残る岩館地区の史跡を、職員の解説を交えながらゆったり散策します。

持ち物・服装 歩きやすい服と靴、防寒着、帽子、雨具（傘やカッパなど）、飲み物

解説 平川市郷土資料館職員

参加費 無料

定員 18歳以上の方先着15名

※悪天候の場合は10月13日(日)に順延します。10月13日(日)も悪天候の場合は中止となります。悪天候または中止の場合は当日8:30までにご連絡します。



※詳細は、市HPをご覧ください。

②はじめてのロープワーク講座

日時 10月26日(土) 10:00～11:30
(受付 9:30～)

場所 平川市文化センター2階 中研修室

内容 日常生活やキャンプなどの野外活動で役に立つロープワークについて、実践を交えながら初心者にもわかりやすく解説します。

講師 大昭造園専務取締役
小田桐睦生氏

参加費 無料

定員 18歳以上の方先着8名



※詳細は、市HPをご覧ください。

申込方法 ①と②それぞれについて、電子申請と電話（☎44-1221）で募集します。

受付期間

①9月26日(木)～10月8日(火)

②9月27日(金)～10月19日(土)

※電話受付は休館日を除く火曜日～土曜日の9:00～17:00です。

※電子申請での申込みや講座の詳細は市ホームページをご確認ください。

問合せ 平賀公民館(文化センター内)
☎44-1221

「ひらかわ文化財講座」を開催します

平川市郷土資料館では、地域の歴史や文化財に対する理解を促すことを目的として、講座を開催します。

日時 10月12日(土) 13:30～15:00
(受付は13:00～)

場所 平川市文化センター2階 中研修室

内容 講演「世界遺産 是川石器時代遺跡 –縄文の美と植物利用–」

講師 八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館主事兼学芸員 落合美怜氏

申込方法 電子申請と電話（☎44-1221）で募集します。

申込期間 9月10日(火)9:00～
10月5日(土)17:00

※電話申込の場合は、日祝日および休館日を除きます。

観覧料 無料
定員 50名



※電子申請はこちら→

問合せ 郷土資料館(文化センター内)
☎44-1221

市役所本庁舎前「ふらっと広場」のトライアル・サウンディングを実施しています

トライアル・サウンディングとは、民間事業者や各種団体の皆様にふらっと広場を利用してもらい、今後の活用方法の検討、使用条件等の設定、各種事業やイベントのニーズ、採算性等を

検証・把握するものです。

このトライアル・サウンディングにより、ふらっと広場を皆様に利用しやすく、身近で親しみのある開かれた場所とすることを目指します。

実施期間

・期間 8月1日から令和7年3月31日まで

・時間 8:00～21:00

申込方法および使用料

下記の提出先、提出方法により利用希望日の14日前までに申請書と事業計画書を提出してください。なお、使用料は無償です。

提出先 財政課管財係（本庁舎3階20番窓口）

提出方法 窓口またはメール

問合せ 財政課 管財係

☎55-5734

（本庁舎3階20番窓口）

第10回平川市長杯軟式野球大会を開催します

日時 10月13日(日)・20日(日)

※予備日は10月27日(日)

開催場所 尾上野球場

先着 8チーム

参加料 1チーム4,000円

※詳細につきましては、下記連絡先へお問い合わせください。

問合せ B&G 尾上体育館

☎57-4633

平賀図書館休館日のお知らせ

平賀図書館では「蔵書点検」を行うため、次の期間は休館となります。

市民のみなさまにはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

※「蔵書点検」とは、不明資料の確認、配架位置の是正、破損資料の摘出・修繕などを行うものです。

期間 10月7日(月)～15日(火)

問合せ 平賀図書館

☎44-7665

平川市消防団が青森県消防操法大会で準優勝しました

青森県消防操法大会が、8月23日に弘前市運動公園の駐車場で、平川市消防団から尾上地域の第12分団（猿賀、中佐渡）、第14分団（八幡崎）、第15分団（日沼、新山、蒲田）の選抜隊が小型ポンプの部に出場しました。

小型ポンプの部には県内8地区から代表の消防団が出場し、平川市消防団は惜しくも準優勝となりました。

今後は消防操法大会を通じて培った消防操法技術を活かし、地域の防災力向上に役立てていきます。



問合せ 総務課 危機管理係
☎ 55-5739
(本庁舎3階22番窓口)

秋の狂犬病予防注射

狂犬病予防法により、生後91日以降の犬を飼う時は生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務づけられています。実施場所や日程は、登録犬の飼い主の方に9月中にお送りするはがきにてお知らせしています。

料金

1頭3,300円(予防注射のみの場合)
(注射料金2,750円+注射済票交付手数料550円)

※未登録の場合は登録料1頭3,000円が別途必要です。(合計6,300円)
※動物病院で予防注射をした場合は市民課(本庁舎2階4番窓口)で注射済票交付申請をする必要があります。申請の際は注射済証と交付手数料550円が必要となります。

持ち物 秋の狂犬病予防注射実施のお知らせ(郵便はがき)+料金

注意事項

- ・未登録犬の場合は、はがきが送付されませんのでそのままお越しください。
- ・犬を飼う際は、市への登録が必要です。必ず届け出るようお願いいたします。
- ・飼い犬が死亡されている場合は、電話などでお知らせください。

※実施場所や日程は市ホームページから確認できます。



問合せ 市民課 生活環境係
☎ 55-5892
(本庁舎2階4番窓口)

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続き

は、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象となる方

1 老齢基礎年金を受給している方

※以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ▶65歳以上である
- ▶世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ▶年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

2 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

※以下の要件を満たしている必要があります。

- ▶前年の所得額が約472万円以下である

請求手続き

1 新たに年金生活者支援給付金を受け取りいただける方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内を9月初旬頃から順次お送りしています。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入し、日本年金機構に提出してください。

令和7年1月6日までに請求手続きが完了しますと、令和6年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

2 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きとあわせて年金事務所が市役所で請求手続きをしてください。

問合せ 給付金専用ダイヤル
☎ 0570-05-4092
(ナビダイヤル)

有料広告

パレットショップ弘前林檎工房店

SDGs
フリマ
2024
秋

9月29日
10月27日(日)
10:00~15:00

旭上農工団地内カネショウ向かい
(平川市日沼富田30-9)

出店多数!
(6月開催の様子)

詳細はこちら

※イベントは、公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団の支援を受けて実施しています。

広報ひらかわに広告を掲載しませんか?

- 発行日 毎月15日
- 発行部数 11,300部/月
- 掲載料 縦44mm×横84mm カラー…20,000円
縦44mm×横179mm カラー…40,000円

※詳細につきましては市ホームページをご覧ください。

[問合せ] 政策推進課 ひらかわ魅力発信係 ☎ 55-5737



●市公式SNSで旬な話題をリアルタイムで！

広報で掲載しきれない写真やシテプロモーション活動など、日々発信しております。ぜひご覧ください♪

＼いいね！フォローよろしくお願いします！／

facebook X(旧 Twitter) instagram



尾上分庁舎備品販売会のお知らせ

尾上分庁舎の改修に伴い、使用していた机、いす、棚などの不用備品について、有効活用を図るため、販売会を開催します。

日にち 10月6日(日)

時間 9:00～12:00
(搬出は13:00まで)

場所 尾上分庁舎（生涯学習センターを除く）
※出入口は正面出入口のみ

駐車場 東側、西側、北側駐車場をご利用ください。
(正面玄関前を除く)
※正面玄関周辺は搬出時のみ使用できます。

販売備品 事務机、キャスター付いす、ロッカー、キャビネットなど

販売価格 1点につき税込100円（一部500円あり）

※数に限りがあります。売り切れの際はご了承ください。

※転売目的の購入はご遠慮願います。

※搬出は、当日13:00までに各自で行っていただきます。

※運搬の際には、ロープやシートなどで落下・飛散防止に努めてください。

※長期間使用したもののため、傷や破損などがありますが、購入後の返品、交換、クレームについては受け付けし兼ねますのでご了承ください。

※釣銭が不要となるよう小銭の準備をお願いします。



問合せ 尾上総合支所 庶務係 ☎ 57-3111

国民年金通信

～あなたも年金を増やしませんか？～



老後の年金受給額を増やすには、以下のような方法があります。納めた保険料は全額社会保険料控除の対象にもなりますのでぜひご検討ください。

付加保険料を納付する

定額保険料に月額400円の付加保険料を納めることで、受給する年金額を増やせます。2年以上受給すると支払った保険料以上の年金を受け取ることができます。

例 10年間(120月)付加保険料を納付した場合

200円×120月＝24,000円(年額)が基本額に加算される。

※申し込んだ月からの加入となります。

※国民年金基金に加入中の方は申し込みできません。

免除等の期間の保険料を追納する

免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間がある方は、10年前までさかのぼって保険料を納める(追納する)ことができます。そのため、老齢基礎年金額を増やすことができます。

※追納するためには申し込みが必要です。

※原則古い期間の保険料から納めることとなります。

※免除等を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

60歳以降に任意加入をする

年金の未納、未加入、免除等の期間がある60歳以上の方は、任意加入することで老齢基礎年金額を増やすことができます。※次のすべての条件を満たす方が任意加入することができます。

○日本国内に住む60歳以上65歳未満で厚生年金保険に加入中ではない方

○老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方

○20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の方



問合せ 市民課 市民係 ☎ 55-5309、弘前年金事務所 ☎ 27-1339